

議事日程(第2号)

令和5年3月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第4号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第2 議案第5号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第6号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第7号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第8号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第9号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第7 議案第10号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について
- 日程第8 議案第11号 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型 尾鈴地区)の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について
- 日程第9 議案第12号 高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第15号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第16号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第17号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第18号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第19号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第20号 令和5年度高鍋町一般会計予算
- 日程第18 議案第21号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第22号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第23号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第21 議案第24号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第25号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算

- 日程第23 議案第26号 令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
 日程第24 議案第27号 令和5年度高鍋町水道事業会計予算
 日程第25 議案第28号 令和5年度高鍋町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）
 日程第2 議案第5号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
 日程第3 議案第6号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 日程第4 議案第7号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
 日程第5 議案第8号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 日程第6 議案第9号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
 日程第7 議案第10号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について
 日程第8 議案第11号 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について
 日程第9 議案第12号 高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正について
 日程第10 議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 日程第11 議案第14号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 日程第12 議案第15号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
 日程第13 議案第16号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 日程第14 議案第17号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 日程第15 議案第18号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 日程第16 議案第19号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 日程第17 議案第20号 令和5年度高鍋町一般会計予算
 日程第18 議案第21号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
 日程第19 議案第22号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第20 議案第23号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
 日程第21 議案第24号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計予算
 日程第22 議案第25号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
 日程第23 議案第26号 令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算

日程第24 議案第27号 令和5年度高鍋町水道事業会計予算

日程第25 議案第28号 令和5年度高鍋町下水道事業会計予算

出席議員（14名）

1番 日高 正則君	2番 森崎 英明君
3番 橋 重文君	5番 春成 勇君
6番 兒玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 田中 義基君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 古川 誠君	16番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君	事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 橋本 由香君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 小山 圭一君
教育長 …………… 島埜内 遵君	
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	野中 康弘君
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君	建設管理課長 …………… 吉田 聖彦君
農業政策課長補佐 …… 鍋倉 健仁君	農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 日高 茂利君	
会計管理者兼会計課長 ……………	鳥井 和昭君
町民生活課長 …………… 鳥取 和弘君	健康保険課長 …………… 山下 美穂君
福祉課長 …………… 杉田 将也君	税務課長 …………… 宮越 信義君
上下水道課長 …………… 渡部 忠士君	教育総務課長 …………… 横山 英二君
社会教育課長 …………… 岩佐 康司君	

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第4号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第4号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 15番。63ページのキャッシュレスポイント還元事業委託費についてですが、今回の補正は、期間中、想定よりキャッシュレス決済の利用が多かったことによる増額補正の予算計上だと思いますが、前回、同じ事業実施の際には、利用が少なく、予算が余ったと記憶しております。今回、多くの方がキャッシュレス決済を利用したということで、事業の趣旨が伝わったということだと思いますが、多くの方が利用した理由を、どのように考えておられますでしょうか。

また、他の自治体のことを調べてみましたが、自治体によって登録業者の数が違うように思います。そんな中、高鍋町は、多くの業種、事業者が登録していたように思いますが、今回の事業実施に当たって、担当課として改善したことがあったのでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。令和4年度のキャッシュレスポイント還元事業の利用が多かった理由についてでございますが、令和3年度と比較いたしまして、ポイントの還元率を15%から30%に変更したこと、決済サービスのうち、ペイペイのみを対象としていたものにauペイ、d払いも加えたことで、より利用しやすくなったこと、実施時期を年末としたことなどが要因として考えられ、また、このことにつきましては、前年度に実施いたしました同様の事業の結果を参考にした変更点でもございますことから、これらの要因によって利用が促され、消費喚起につながったものと考えております。

また、コロナ禍における感染症対応の一方策として、キャッシュレス決済が急速に普及してきていることも一因として推察できるところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。繰越明許費に関して、いろんな事業が停滞しているように見えますが、運営していくのに大丈夫だと判断されるところもあるようですが、業務に支障は来さないのか、また、仕事が期間内に完了できないとする理由は何なのか、一つの会社が幾つも掛け持ちで受注するとか、会社の社員の数などが不安定だとか諸事情があるのではないかと思います。どのように調査されているのか。

また、今半導体などの機器不足が出ているようですが、調達のめどはついているのかお伺いします。

地方債補正がありますが、この仕事については、国支援となっておりますが、国支援は何%で、自己資金についての調達分があるのかどうかをお伺いします。

地方譲与税から地方交付税等について、国の予算編成によるものと判断しておりますが、

これ以上の判断はないのかお伺いします。

歳入である国民健康保険未就学児均等割保険料負担金制度の概要と、出生は減少しているが、増加した理由は何かお答え願いたいと思います。

水門操作委託金増加の要因は何でしょうか。

歳出の土地開発基金への繰出金がありますが、役場横の購入資金だと思いますが、あの土地施設をどのように利用するために購入されたのか、私自身は理解に苦しみますがどうでしょうか。利用目的などがあれば明確に答えていただきたいと思います。

細かく聞くわけにはまいりませんが、調整予算であります、それにしても、見積りなどが寄せれば大きくなるということでしょうか。時に、きちんとしたデータなど、できるはずもありませんが、予算編成時におけるきちんとしたデータなどが積み重なっていれば、近い形の予算編成が可能ではなかったかと考えますが、いかがでしょうか。

会社経営の一番大きな要因は、いかにして赤字を出さないかということです。突発的な事故でない限り、ある程度の予測は可能だと考えますが、予算編成時の考え方はどうだったでしょうか。

教育費寄附金について、基金へ積み立てるということですが、図書購入については、どのような計画があるのか、寄附者の方は、また前と同じ方なのかお伺いします。

保育所等給食費負担金県補助については、今後も補助はあるのかどうか。

有害鳥獣捕獲については増となっておりますが、民家近くまで来ているのか、また捕獲した鳥獣の埋立処分地の確保はできているのかどうかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。健康保険課関係部分についてお答えします。

まず、繰越明許費補正の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてでございますが、町民が、町外の医療機関でワクチンを接種した際に、国保連合会に支払います接種負担金及び事務手数料が、接種をした月から2か月遅れての請求となることから、3月実施分の支払いが出納整理期間内に完了しない場合に備え、次年度に繰り越すものでございます。国の令和4年度分を財源とした支出であるため、このような措置を取るものでございます。

次に、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金についてでございますが、令和4年度より子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割を5割軽減し、減額相当額を国2分の1、県4分の1、町4分の1の公費で支援をするものでございます。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。繰越明許費補正のうち、海水浴場駐車場解体撤去事業についてでございますが、作業対象物の一部にアスベストが使用されている可能性があることから、調査及び処分に期間を要することとなるため、予算の増額に合わせて繰越明許費の設定を行うものでございます。

現時点では、アスベストが含まれていた場合でも、期間内の工事完了に支障はないもの

と判断しております。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。建設管理課関係部分についてお答えいたします。

明許繰越費についてでございますが、建設管理課関係は、駅前駐車場整備事業ほか5事業がございます。

J R近接工事のため、J Rとの協議など関係機関との協議に日数を要しているものもございますが、ほとんどが年度内には完成する予定でございます。天候等を考慮して、念のため繰越承認を得るものでございます。

次に、水門操作委託費の増加の要因についてでございますが、台風14号で水門操作をしましたので、操作経費が増額になったためでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。教育総務課関係部分についてお答えいたします。

まず、繰越明許費のほうですけれども、東・西小学校の学校基本構想設計業務委託事業の繰越理由は、材料選定などの最終調整が3月中には終わらない可能性があるためでございます。

次に、西中学校学校施設環境改善交付金事業は、今年度同様、国の補正予算を活用して事業を前倒しするものでありまして、令和4年度予算を繰越しし、令和5年度に工事を行うものでございます。

それから、西中学校の浄化槽改修実施設計業務及び浄化槽設計照査支援業務の委託につきましては、工事实施に向けた環境省との基準額協議に当たり、資材価格変動の影響を抑えるために3月に設計単価の更新を行う必要があること、それから、環境省や県などとの最終協議に、もう少し時間を要することを考慮しての繰り越しとなります。給食センター研修室増築設計業務委託事業につきましても、設計単価更新のための繰り越しとなります。

いずれにつきましても、次年度実施予定業務への支障はございません。

それから次に、寄附金の話ですけれども、この寄附は寄附者の意向により、小中学校の図書購入に充てさせていただいております。令和5年度の予算のほうに25万円ずつ各学校に図書購入費を上乗せして予算を組んでおります。

また、この寄附は、毎年同じ方から頂いているものでありまして、大変ありがたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。美術館空調制御盤修繕事業についてお答えいたします。

本事業につきましては、本年度の空調機器保守点検時に、展示室の機器の不備が判明し、部品の交換等を要するため、9月補正をしたものでございます。契約後、年度内に完了できるように、受託業者と連絡を取っておりましたが、2月28日に部品を取り扱う業者より受託業者へ、部品の入荷が、早くても6月になる旨の連絡があり、今回、繰越明許費補正を計上したものでございます。

受託業者と今後の業務の遂行を確認しましたところ、部品入荷後に修繕を行い、年内には完了できる旨の報告を受けております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。財政経営課関連部分についてお答えいたします。

まず、補正予算書の8ページ、地方債補正、追加で計上しました中学校施設環境改善交付金事業については、西中学校第2棟トイレ改修工事でございますけれども、補助率3分の1の国庫補助金を活用し、残りの町負担部分につきまして地方債を発行するものでございます。

続きまして、地方譲与税から地方交付税の件につきましてでございます。地方譲与税から地方交付税につきましては、収入済額が予算減額を上回ったものや、国からの通知により額が確定したものを補正予算に計上しているものでございます。

続きまして、土地開発基金関連でございます。本庁舎南側の土地につきましては、倉庫建設等を考えております。今後、規模や機能等についての協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

もう一点、歳出の減額補正についてでございます。主な減額の理由につきましては、職員の経費節減に向けた努力、入札の執行による入札残及び新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小や中止によるものでございます。

減額のタイミングにつきましては、より確実な実績額を見込むことができる今回の補正予算で補正を行っているものでございます。

財政経営課関係は、以上でございます。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。福祉課関係についてお答えいたします。

保育所等給食費負担軽減補助金は、コロナ禍における物価高騰等による保育所等の給食費の値上げを抑制し、子育て世帯の負担軽減を図るため、給食調理コストに係る物価高騰の影響相当分を補助するものでございます。

6月の補正予算に計上した際には、児童1人当たり影響額単価を250円で算定しておりましたが、県補助事業を活用し、実施することになりましたので、県補助単価の300円で算定した差額分の27万6,000円を増額するものでございます。

なお、本事業は、現時点で、県、町共に令和4年度の単年度事業となっております。

以上です。

○議長（永友 良和） 農業政策課長補佐。

○農業政策課長補佐（鍋倉 健仁君） 農業政策課長補佐。農業政策課関係部分についてお答えいたします。

有害鳥獣捕獲について民家近くまで来ているのか、また、捕獲した鳥獣について埋めて処分する場所の確保ができているのかということでございますけれども、木城町との町境ですね、老瀬坂上、中尾、小並付近で、多くのイノシシやシカが捕獲されております。また、四季彩のむらでイノシシの目撃情報があり、現在、捕獲に向けての対応を考えているところでございます。

また、捕獲した鳥獣は、猟友会が捕獲した場所で埋却されております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。今、答弁がありましたので、答弁に従って、ちょっと質疑をいたします。

先ほど、海水浴場の解体撤去事業について、アスベストが含まれている可能性があるということの答弁でしたけれども、これ調べて、調査費だけがそれだけ高いのでしょうか。

というのは、もしアスベストが含まれていなかった場合には、じゃあ、この予算はどのようになるのかと。もっと低い金額でできるんじゃないかということが、まず1つですね。もしアスベストが含まれていた場合、工事費については、やはり飛散をさせないというのが一つの目的でありますので、周りをきっちりと防塵設備も含めた形のしっかりとしたものにしていくことによって、それによっては、この増加した150万円で足りるのかどうかということも含めて考えていく必要があるんじゃないかというふうに、ちょっと気になる場所なんです。私、建設業者の方にお伺いしました。だから、防塵用のマスクだけじゃなくて、近所に漏れないような防塵用のいろんなのをつけないといけないという話を聞いたんですね。特に、お隣には食べ物屋さん、飲食のお店があります。そういうところに、やはりもし万が一、アスベストが含まれていた場合に、そういうものが飛散するということになると非常に迷惑をおかけする状況も出てくるのではないかなというふうに思いますので、そこのところをどういうふうな考えで、今回の繰越明許補正となったのかということ、そこは明確にお答え願いたいと思います。

それから、この国民健康保険の未就学児均等割保険料負担金制度というのは、これからも引き続いて、あるということですよ。だから、これが国保税の徴収に対して、どういった状況をもたらしてくるのか、予測できればお答え願いたいと思います。

それと、教育費の寄附金については、積立てを行って、25万円ずつ積立てを行っていくということだったんですが、これは、この場合は質疑の場であって、提案をする場ではないということは重々承知しております。

しかし私は、以前から、この方が毎年、寄附をしていただいている。それにお応えする

には、こういった形で教育が返していけるのかということを考えてときに、例えば、図書館の状況が、あまり利用されていないという状況も実態も知ることがありました。

そこで、私はお願いをしたいのですが、図書館自体の改装も含めて、子どもたちが、生徒自身が利用しやすい場所にするための一つの資金として、しっかりとこれを2年か3年、このまま積立てで置いておくということも、私は可能じゃないかなというふうに思うんですね。

だから、やはり寄附をしてくださった方の意向をしっかりと私たちは酌み取っていきながら、それが高鍋町の子どもたちに、どうやったら還元してあげられるのか、その方の意向に沿った形のものができるのかということも、もう一度、できれば考えていただきたいと思って、2回目をしたわけですけれども。できれば、これは提案なんですけど、できれば積み立てておいて、そういった図書室の改造、利用しやすい、子どもたちがこういった図書室だったらいいのかと。図書の購入、今本を読む世代が本当に少なくなりました。だからこそ、逆にこの図書室の在り方というのが、非常に私は気になる場所なんですけど、そこはどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。海水浴場駐車場解体撤去事業についてでございますが、本事業につきましては、12月に補正予算として計上させていただきましたのでございますが、その後、工事費等の詳細を算定するために現地の調査等を行いましたところ、アスベストが使用されている可能性があるということが分かりました。

今回の補正予算につきましては、調査費用とアスベストの処理費用のほうも含んだもので計上させていただいております。

なお、アスベストのほうが含まれない場合につきましては、その処分費については執行しないというところ、予定でございます。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。国保税の軽減措置の関係でございますが、収納関係ということですので税務課のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、この制度自体が続くのかということだったと思っておりますけれども、こちらにつきましては、昨年度の地方税法の改正の中で盛り込まれておりますので、今後も引き続き、軽減措置については措置されるということになります。このことが、国保税の収納率に与える、収納か徴収関係に与える影響については、特段、負担は軽減されておりますので、その方については、若干納めやすくなっているのかなとは思いますが、このことが、徴収全体に与える影響というのは、そこまでないのかなというふうに考えているところで

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。今、議員から御提案いただいた内容について、また、寄附をいただいた方と、また相談してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第4号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）について、反対の立場で討論を行います。

この予算案には、学校の環境整備予算をはじめ、数々の必要な数字があることは、私も重々承知をしております。

しかしながら、役場前の土地及び家屋の購入には、まだ納得しておりません。何を目的として購入されたのかは、先ほどの答弁がありましたけれども、職員駐車場になっていることから考え、整備費用も必要でした。また、これを先ほどの答弁から考えると、絶対に、またあそこに倉庫を建てるということになると、莫大な予算が必要となりますので、私は絶対許すわけにはいかないと思います。町民目線から考えて、どんなものなのでしょう。

高鍋町は、家と建物、そういう土地建物、そういうものは寄附は受け付けないということをおっしゃっていますが、それなのに、そういうことにもかかわらず、個人の土地と家屋を買ったこと、これはどう考えても整合性がないと考えております。

コロナになり、お客さんも来なくなり、売上げは激減、お店を閉めざるを得ない人もおりました。水道課前のタカナベカイドウの花が咲けば、見に来られる人もたくさんいらっしゃいました。今は、そういう人もめっきり少なくなりました。塩田川の中を見てみると草が繁茂し、きれいな川であるとは言えません。そのような環境にある役場周辺を見てどうでしょう。そんな中で土地と家屋を購入することは、どのような利用をしたかったのか明確な根拠もなく買われたこと自体が問題だと考えております。

商工会館の問題もそうです。こんなお話が聞こえました。「商工会議所建物は役場が建ててくれるとよ、借金は家賃で払えるから」という噂です。あくまでも噂のことを、このような場で申し上げることは、議員の品格に欠ける問題かもしれませんが、火のないところに煙は立ちません。噂の火中に役場がなるということ自体、絶対避けてもらいたいと考えています。

土地開発公社という便利な抜け穴は、もうなくすべきだと私は考えております。二元代表制の一番のことは、民意を押しはかるバロメーターが、民選で選ばれた町長、議員にはあるはずですが、たった一つをもって全体予算を反対するのかわかれるかと思われかもしれませんが、誰かが、おかしいことはおかしいと声を上げない限り、翼賛政治となります。昨年、町議選によって、再選及び新人議員が選ばれました。二元代表制の議員として、私は、この案件に賛成するわけにはまいりません。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を起立によって採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第4号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第5号

○議長（永友 良和） 日程第2、議案第5号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 高額療養費の原因についての要因は何か分かりますでしょうか。

コロナ禍にあり、基礎疾患などを持っておられる方については、お亡くなりになる可能性が高いと聞き及んでおります。その傾向は把握されているのでしょうか。

また、コロナで亡くなるのではなく、コロナ要因での因果関係は分かりませんが、中国の報告でおかしいのではないかと、以前マスコミでも話題となりました。今まさに日本がそのような事態になっているのではないかと推測ができる環境だと考えますが、どのような見解を持っておられるのかをお伺いします。

特定健診について、減額補正となっておりますが、受診者が予想より少なかったのでしょうか、それはどのような要因が働いたのかお伺いしたいと思います。

レセプト関係で、例年と違う要素はなかったかどうかお伺いします。基金残高は幾らになっているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。まず、高額療養費の減についてでございますが、令和4年度当初予算におきましては、県が提示をする額を計上をしております。今回の補正は、見込みに伴い、減額とするものでございます。

また、コロナ禍で亡くなられる方の傾向についてでございますが、町にはコロナ感染者の個人を特定する情報はございません。また、死亡要因につきましても、把握できる状況ではございません。

次に、特定健診の減額補正の要因についてでございますが、当初予算では、第2期データヘルス計画の目標値で計上をしており、今回、実績に基づき、減額とするものでございます。

受診率につきましては、コロナウイルス感染症の影響により、一時は減少となりましたが、昨年より少しずつ回復をしている状況でございます。

次に、レセプトでの疾病状況の変化についてでございますが、大きな変化はございませ

ん。

最後に、基金の残高でございますが、今回の補正により、残高は約5億2,214万円となります。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第5号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論を行います。

コロナ禍にあり、ワクチン接種及び医療機関への周知、協力要請など、多岐にわたりコロナ対応に追われた時間が多くあり、苦勞もあつたと思います。ワクチン接種に関しては、職員総出での対応であつたり、何とか収束に向けての作業には、本当に頭が下がります。

しかし、町民は、右往左往しながら、かかりつけ医は熱があれば見てくれないなどの不満の声が私にも届いております。国は、ようやく平常を取り戻すことを決めましたが、今では、マスクを外す不安があるようです。コロナ禍にあり、医療保険制度、話題になった年でもあります。5類への変更によってワクチン接種はどうなるかなど不安はありますが、基金もしっかりと準備し、対応がなされていることに賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第5号を起立によって採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第5号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第6号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第6号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。1点だけ質疑します。

健診数については、増加したのかどうか確認させてください。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。後期高齢者の健診につきましては、保険者であります宮崎県後期高齢者医療広域連合が策定をしておりますデータヘルス計画において、受診率の向上が事業目標として掲げられております。

本町の後期高齢者に係る健診の受診率は年々増加しているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第6号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第7号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第7号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これも1点だけですね。徴収業務委託の増があるんですけども、件数の増加なのか、それとも単価自体が増えたものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。お答えいたします。

徴収業務委託の増額理由につきましては、今回は件数の増加によるものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第7号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第8号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第8号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これも1点ですね、介護予防についての増があるんですけども、具体的な内容をお知らせください。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。介護予防サービスの増の要因でございますが、要支援1・2の方が利用されます介護予防サービスが、計画値よりも増加したためでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を起立によって採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第8号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第9号

日程第 7. 議案第 10 号
日程第 8. 議案第 11 号
日程第 9. 議案第 12 号
日程第 10. 議案第 13 号
日程第 11. 議案第 14 号
日程第 12. 議案第 15 号
日程第 13. 議案第 16 号
日程第 14. 議案第 17 号
日程第 15. 議案第 18 号
日程第 16. 議案第 19 号
日程第 17. 議案第 20 号
日程第 18. 議案第 21 号
日程第 19. 議案第 22 号
日程第 20. 議案第 23 号
日程第 21. 議案第 24 号
日程第 22. 議案第 25 号
日程第 23. 議案第 26 号
日程第 24. 議案第 27 号
日程第 25. 議案第 28 号

○議長（永友 良和） 日程第 6、議案第 9 号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから日程第 25、議案第 28 号令和 5 年度高鍋町下水道事業会計予算まで、以上 20 件を議題とし、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 9 号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について質疑を行います。質疑はありますか。7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 7 番、中村末子。今回は 3 つの団体が加入とのことなんですけれども、これから数の増加はあるのかどうか確認します。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。事務局であります新富町に確認しましたところ、現時点では、今後、構成団体の数が増加する予定はないとのことでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第 10 号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。この施設は、主に施設管理者の利用がほとんどだと思います。延長する理由の根拠は何なのかお伺いします。

逆に、委託しなければならない理由は何でしょうか。例えば、しろはと工房がありますけれども、あそこの管理、運営、委託はしていないと思います。自らが利用する施設の委託を行うというのは、ちょっと違う気がします、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。指定管理期間の延長についてでございますが、当該施設は、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、令和2年度より指定管理により運営をしておりますが、施設の老朽化により運営に係るコストの増加が見込まれることや、利用者が固定化されている状況などを踏まえ、令和6年4月に譲渡をする方針でございます。

なお、譲渡先につきましては公募を予定しております。

現在の指定期間が令和5年3月31日までとなっており、譲渡予定までの期間が1年であるため、新たな管理者指定ではなく、管理期間を延長とするものでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。今答弁を聞いてですね、やはり質疑をしていかないといけないなと思いました。

あそこの施設は分かりにくい場所でもあります。あそこは、そして、もともとは県の施設でありましたし、手前のほうは、高鍋町が造った施設でもあります。だからそのようにして、ものが、上物が変わっている。土地を含めてですね。だから、あそこを公募をするとはいえ、あそこを買いたいと言われる方が一体どれぐらいいらっしゃるのかも分からないし、金額もどれぐらいなのか、ちょっと予測が付きません、正直な話を言って。だから今までのように、このふあむ・ふあーむが利用されるということであるのであれば、これはもう、ふあむ・ふあーむに売ったほうが良いと単純に考えますけれども、単純に考えますけど、しかし、そうなってくると、特定の非営利団体ではあってもですね、例えば、ほかの団体から、何か、じゃあうちも、公的な機関を借りて、それを買い受けさせてほしいとかいう問題が発生したときに、なかなか反論はできないと思うんですね。

今、国は、正直な話で言って、今までは、ずっと国の資産を売ってきました。ところが今年度になって方針変更しました。その理由は、何かしたいというときに国の土地がなくなったら困ると。だけど考えてみれば、一方的に商業施設にその土地を貸し出して、30年、40年の長いスパンで貸していくというのであれば、もうこれは売ったほうがましだという人たちもいらっしゃいますし、それぞれ違うと思うんですね。

あそこの施設については、利用する人たちというのがいるかないかというのは別として、もし万が一、南海トラフ地震が発生した場合においては、あそこにいろんなものも置

いてあります。やはりお年寄りの人が避難しなければならなくなった、体育館ではどうしても収容し切れないっていった場合には、あそこのところはですね、もし雨漏りがあるのであれば、いろんなその整備をする必要はないと思うんですが、シートをかけたとかいろんなことをしていきながらでも、それを、やはり災害時の対応策として、あの施設を扱うことは可能だと思うんですね。

それと、やはりそういうことを踏まえて、本当に私たちが何を目標にしていかなきゃならないのか、町民の安全・安心、あの南海トラフの地震の物語が行われました。やはりあれを見てみると、どうしても、やっぱり高台にそういう施設を、ある程度置いておかないと、いざという時のために、私たちは町民を守る、そういう立場に立たないといけないんじゃないかなというふうに思います。

だから、今年度に譲るわけではないというふうに、先ほど答弁がありましたので、ぜひこのことは皆さんで執行部で協議をしていただき、そして、災害時に本当に何が私たちは必要なのか、どうすべきなのかをしっかりと検討していただくことをお願いしたいんですが、どうでしょうか。町長が答弁。町長が答弁して。町長が答弁しなければ、こういう問題。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。健康保険課長の方では、譲渡予定ということの予定を考えた上でのお話がありました。今、中村議員からの質問は、災害時の避難場所として使えるのではないかとということですが、建物が老朽化しておるのは、もう御存じのとおり、行政の保有したままですと、いろんな制限が当然、出てきますので、補修、補強をしない限りは、災害時に使うと、ある意味では二次災害になる可能性がある老朽化施設であるということは、頭に入れていく必要があると思っております。（「答弁に問題ありますよ」と呼ぶ者あり）

○議長（永友 良和） 暫時休憩します。

午前10時42分休憩

.....

午前10時44分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番、森弘道です。質疑といいますが、今議長が申されたのでいいですけど、総括質疑なので、ちょっと論点がずれているというふうに思ったものですから手を挙げたところです。

今の中村議員のいろいろ質問、聞きたいことはあろうかと思うんですが、それは委員会の中でお聞きすれば（発言する者あり）、質疑とは私は思いません、中村議員の今おっしゃったことは。指定管理者の延長と、施設をどうするかというのは全く別の話であって、この話がどうのこのこのというのは全く違う話であると思っておりますので、ちょっとそれを気

になったものですから申し上げたところです。議長の判断で。

○議長（永友 良和） 質疑じゃないということですね。

○10番（森 弘道君） 質疑に該当しないと思います。

○議長（永友 良和） ほかにありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第11号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ごめん、取り消します。いいです。

○議長（永友 良和） いいですか。

○7番（中村 末子君） いいです。

○議長（永友 良和） はい。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ざっとですが、読み解く限り、人事権を持っている町長は、定年延長に伴い、引き続き、課長職をはじめ、現在の職については、どのように考えての提案でしょうか。

これは、議案第13号についても関係性があると考えますので、13号では、そこは質疑を行いませんが、そのことだけについてお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

まず、定年延長制度に対する私の考えについてでございますが、同制度につきましては、最終的に定年の年齢が65歳になるまで、段階的に定年の年齢が引き上げられることをはじめ、60歳を迎えた管理監督職にある職員を他の職に異動させる措置、定年前に短時間勤務をする再任用職員とし、勤務することが可能となる制度の創設、60歳を迎えた職員の給与上の処遇の変更などが主な内容であります。

したがって、このことをもって、組織自体に大きな変更が生じるものではございませんが、特に年齢の高い職員の多様な働き方を実現させるとともに、管理監督職の職員の新陳代謝を促すことにより、経験豊富な職員の活躍及び組織の活力の維持が実現するものと期待いたしております。

次に、議案第13号との関係についてでございますが、議員のお見込みのとおり、いずれも定年延長制度の導入により提案をさせていただくものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 12号での町長説明で大まかには理解をしましたが、これは条例制定をしなくても、地方公務員法にのっとって行えばいいのではないかと私は思うんですが、制定する理由は何なのか、説明をお願いしたいと思います。

また、町条例もパソコンで見ることが出来ますけれども、例規集が身近にないため読み解くことが難しいと考えると同時に、職員への周知は、どう図っていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。条例制定理由についてでございますが、主なものを申し上げますと、定年延長制度の導入を目的として令和3年に公布されました地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、同法において、条の移動が生じたため、当該条を引用している条例の引用条例を改正するもの、同法において字句の改正があったため、条例において引用している字句を同様に改正するもの、関係条例において、現時点で規定されている職員の給与や休暇に関する事項について、定年延長制度の導入によりルールとして加えなければならないものを追加するものでございます。

次に、職員への周知についてでございますが、議案第12号及び議案第13号を可決いただきましたら、これらの条例の施行に合わせて施行することとしております関係規則において、職員へ情報提供する旨を規定しますことから、必要な情報について漏れなく周知し、理解を求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第14号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。出産育児一時金については、国の指針というのは、大体50万円以上だったと私は記憶しているのですがどうなのでしょうかとということが一つですね。そこに付随して、これが質疑に当たるかどうかというのは、また議長からお叱りを受けるかもしれませんが、妊婦健診などについて、妊婦さんは利用されているのか

どうか、ちょっと気になるところなんですね。この前のテレビ報道で、ちょっといろいろありましたので、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） ちょっと待ってください。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

.....
午前10時51分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。出産育児一時金についてでございますが、健康保険法施行令の改正によりまして、一時金を48万8,000円に改め、産科医療補償制度の掛金1万2,000円を合わせました50万円を支給することとなったものでございます。妊婦健診に関しましては、対象者のほとんどの方が受診をされておりますが、過去には、少数ながら受診されなかった方もいらっしゃいます。本年度につきましては、現在のところ全対象者が妊婦健診受診をされているところです。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 説明では、削除をすることということが、するためということがあったんですが、町内で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の条例周知及び守られているのはどのようにしていくのか、そのところを確認させてください。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。今回の改正内容については、国の省令改正の通知文書と併せて各施設に周知しております。改正前は、懲戒権を濫用しない旨の定めでありましたが、今回の改正により、懲戒権が削除され、懲戒の行使そのものができなくなります。

この改正の趣旨は、懲戒権が児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があったことを背景にしております。

保育所等における虐待防止策につきましては、既に、現条例の第25条に虐待等の禁止の規定があり、また、第20条には、保育所等で定めなければならない運営規程の項目として、虐待の防止のための措置に関する事項が盛り込まれており、各施設では、虐待防止の体制整備、緊急時の対応を定めておりますので、これらにのっとり、適切に対応してい

ただいているところでございます。

守られているかはどのようにするのか、その状況の把握につきましては、県が実施する指導監査に同行して実態を確認するなど、状況を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これも16号と同様であると思いますが、調査についてはどのようにしていくのか、また、安全計画の提出及び守られているのかの点検作業、これはどこで行うのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。本条例に該当する地域型保育事業所は、特定非営利活動法人ヒマワリ保育園のみです。議案第16号と同様に、改正内容や安全計画の様式等については、既に施設にお知らせしております。

なお、安全計画につきましては、策定次第、速やかに町に提出していただくようお願いしております。

また、その他の条項の点検作業につきましては、保育所等への県の指導監査を参考にしながら、町のほうで確認していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第18号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。事業者は、この条例を踏まえて、施設及び管理の状況はどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。放課後児童クラブの施設及び管理の状況はどうなるのかについてでございますが、本町の放課後児童クラブは、小学校の空き教室や保育所等の施設、または、保育所等と同一敷地内に併設する施設を利用しておりますので、安全計画及び業務継続計画を策定する際には、小学校や保育所等で策定した計画を参考にして、内容を放課後児童クラブ用に変えていくよう連携したものになると考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） じゃあ、確認だけさせていただきたいと思います。これは、学校を利用しているところだけになるのかどうか、そして、その際、例えば、教育総務課というか、学校施設管理をしております教育総務課と教育委員会というか、教育委員会のほうと協議をされるのかどうか、そこだけちょっと確認させてください。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。これは、先ほども申しましたように放課後児童クラブは、学校の空き教室だけではなく保育所だとか同敷地内で併設してやっているとところがございますので、全ての放課後児童クラブにおいて計画を策定する必要があるということになります。

学校で開設しております児童クラブに関しましては、計画策定の際、当然、その学校のそういう計画等とのすり合わせが必要だと思いますので、必要に応じて協議していくことになるかと思います。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第19号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これは私、ちょっと気になったものですから。国の博物館法の改正によるものとあったんですが、博物館法そのものがなくなったのかどうか。それを聞く理由は、もともと美術館を建設する際に、防衛省補助要綱に美術館建設がなく、博物館建設ならできるとの説明があり、建設に至った経緯がありますので、ちゃんと確認だけしておきたいと思います。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。お答えいたします。

今回の博物館法の一部改正は、博物館の事業や役割の見直しを目的としており、博物館法そのものの廃止ではございません。

なお、今回の改正により、高鍋町美術館が博物館法に基づく登録博物館であることには変更はございません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。11時10分より再開いたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

次に、議案第20号令和5年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番、日高正則。2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目は、この令和5年度の一般会計予算、当初予算ですが、この編成に当たり、優先順位もいろいろ考えられると思いますが、一番、町長としては、どこに重きを置いて編成されたのか、また、その根拠はいかなるものかお伺いします。

2つ目は、委員会がちょっと違いますので伺います。高鍋・木城有機農業推進協議会の補助金が増額になっておりますけれども、その根拠をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、令和5年度の予算編成についてでございますが、高鍋町の財政状況は、令和3年度決算において、各種財政指標が改善したものの、決して楽観視できるものではなく、今後の厳しい財政運営を強いられているものと考えております。

このため、施策の優先順位を洗い直し、実施すべき事業に予算を集中するとともに、各課の創意工夫により無駄を徹底的に排除した予算とするよう指示をしたところでございます。

次に、重きを置いた点につきましては、具体的に事業名を挙げれば、高校生までの医療費無償化でございます。平成29年3月、私が町長に就任して初めての施政方針において、児童生徒の医療費の支援を目標の1つとして掲げておりました。これが来月実現するわけでございます。町の未来を担う子どもたちを育てる御家庭の負担を軽減することで、子育てに最適な福祉環境を備えた、誰もが住みたいと願う豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生に、一歩近づくことができるものと考えているところでございます。

○議長（永友 良和） 農業政策課長補佐。

○農業政策課長補佐（鍋倉 健仁君） 農業政策課長補佐。高鍋・木城有機農業推進協議会補助金の増額の理由についてでございますけれども、現在、高鍋町と木城町は、高鍋・木城有機農業推進協議会におきまして、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用し、有機農業の推進に取り組んでおります。

令和5年度におきましては、特別栽培米の学校給食への提供拡大を予定していることに加え、有機JAS認証取得者への取得に係る経費の補助を新たに予定していることなどから増額となっております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 15番。歳入から何点か質疑をさせていただきます。

まず、今回の予算総額106億4,500万円について、査定前、各課より最初に上がってきた要求額の総額は、どれくらいだったでしょうか。

次に、町税が1億円以上増収見込みとなっておりますが、伸びた理由は何でしょうか。

次に、ふるさと納税寄附金見込額が15億円となっておりますが、年々寄附額が減り続けている状況で、令和4年度の10億円より5億円多い15億円を予算計上した根拠をお聞かせください。

次に、令和5年度ふるさとづくり基金からの繰入金が4億円以上となっておりますが、基金を充当している事業は、充当していない事業と何が違い、何を基準に充当しているのかを教えてください。

また、近年の充当状況を考えますと、毎年、経常的な事業に充当している事業継続のために、ふるさと納税事業にも力を入れなければならない状況にもなっているように感じますが、ふるさとづくり基金に頼った現状の財政運営をどう考えておられますでしょうか、お伺いいたします。

また、できれば資料として、ふるさとづくり基金充当事業の一覧表の提出を求めます。

以上です。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。財政経営課関係部分についてお答えをいたします。

まず、当初の予算要求の総額ということでございますが、令和5年度高鍋町一般会計予算の各課要求時点の総額につきましては111億7,957万円でございます。

続きまして、ふるさとづくり基金の充当についての御質疑でございます。ふるさとづくり基金を充当する事業の基準についてでございますが、ふるさと納税は、寄附者から寄附をしていただく際に、6つの用途からいずれかを選択していただくこととしております。その寄附者の御意向に沿った事業のうち、ほかの財源の有無等を考慮しながら総合的に充当する事業を決定しているところでございます。

また、ふるさとづくり基金に頼った現状の財政運営状況についての見解でございますが、確かに、ふるさと納税制度は、毎年度の寄附額が変動することに加え、恒久的な制度運用が保証されていない以上、例えば、寄附額が大きく減少した場合、あるいは、制度そのものが廃止となった場合に、ふるさとづくり基金を財源に継続的に取り組んでいる事業の財源確保が困難になることや、いずれ、ふるさとづくり基金を積み立てることができなくなることも予想されます。

したがって、常にこのような危機意識を持ちながら、積極的な歳入の確保、歳出の抑制、選択と集中による事業の見直しなどに取り組み、財政の健全化及び安定した財政運営に努めていくことが重要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。税務課関係部分について、お答えさせていただきます。

まず、町税の予算編成に当たりましては、前年度の調定見込額、もしくは、前々年度の調定額に直近3年間の伸び率、また収納率等を加味して積算をしているところでございます。

令和5年度当初予算におきましては、主に、個人・法人町民税と固定資産税の家屋分が伸びているところでございますが、町民税につきましては、全国的に給与所得の増加や企業業績の改善により、税収の増加が見込まれております。本町におきましても、同様の傾向にあるのではないかと考えているところでございます。

次に、固定資産税につきましては、新型コロナ対策に係る課税標準額の特例措置が終了したことが主な要因というふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。地域政策課関係部分についてお答えいたします。

御質疑の3点目、ふるさと納税の予算額についてでございますが、昨年10月にふるさと納税推進業務の委託先事業者が変更となって以降、さらに取組の強化を図っているところでございまして、今回、令和5年度の予算を計上するに当たり、寄附受入額の目標を15億円と設定したものでございます。

現在、本町のふるさと納税につきましては、返礼品数が少ないこと、競合自治体が多く、ポータルサイトでの情報が埋没してしまっていること、平均寄附単価が下がっていることなどを課題として認識しているところでございまして、これらを踏まえて、令和5年度事業では、返礼品提供事業者のスキルアップ、新規返礼品の開発、情報発信力の強化、平均寄附単価の増額などの取組に力を入れていくこととしております。

また、現在登録しておりますふるさと納税ポータルサイトの特徴に合わせた返礼品等の設定やアピールを行うことなどによりまして、各ポータルサイトでの寄附額をそれぞれ増やし、目標額の達成を目指してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） ちょっと暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番、森弘道。3点についてお聞きいたします。

まず歳入ですが、1点ですけど、雑入で、高鍋町宮持田団地駐車場管理組合委託金返還金というのが上がっております。これはあまり聞いたことがないような返還金ですが、こ

れに伴いましてということになるのかもしれませんが、今度は歳出側では、これに伴ってずっと計上されておりました駐車場の管理委託分が逆になくなっているというようなことになっていますので、ここ何かいきさつがあったのかなと、そこをお聞きしたいと思います。

あと、歳出につきましては、商工業振興費ですが、今年もプレミアム付商品券の発行が予定されているようですが、第2弾として、昨年、ネットといいますか、そういうのになって、年寄りには買えないとか、町外の人が半分ばっか買って、高鍋の人は買えなかったんじゃないとか、いろいろそういう苦情だけがちょっと出たものですから、お聞きになっていると思うんですが、そして、今年はどういう形で発行されているか、予定されているか、もしあればお聞きしたいと思います。

それともう1点ですが、観光費ですが、地域おこし協力隊委託というのが、これも新たに上がってきておりますが、この委託費とはどういうことで計上されてきたのか、その3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。持田団地駐車場管理組合委託金の返還金でございますが、令和3年度に県営の持田団地の駐車場管理組合が解散いたしました。これに伴いまして、令和4年度をもちまして町営の管理組合も解散いたします。

現在持っています管理組合の予算を例にいたしまして、それを基に持田団地内の駐車場の整備を考えているところでございます。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。まず、プレミアム付商品券発行业務についてでございますが、今回、現時点ではプレミアム率30%の商品券発行を予定しているところでございます。発行形式につきましては、今時点では紙チケットでの発行ということで想定しております。

詳細につきましては、商工会議所内に地域振興対策支援事業実行委員会というものが毎回立ち上がっております。そちらの協議の中で詳細を決定していくこととなっております。

続きまして、地域おこし協力隊の委託につきましては、会計年度任用職員として任用する直接雇用型の協力隊員としてではなく、企業等を通じて地域おこし協力隊の業務を委託する業務委託型での募集を行うものでございまして、業務の内容につきましては、本町におけます観光振興でございますほか移住施策に関する業務などを予定しておるところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。先ほどからの質疑を聞いたり答弁を聞いたりしておりますと、高鍋町の財政状況、令和5年でもそう改善するわけではないけれども、本当に頑張つてこの予算を練り上げていただいたと思っております。

その中で、一般会計予算の主要事業の中にありますいわゆる新規事業を立ち上げた、こ

ういう財政が厳しい状況の中でも立ち上げられました状況というのを説明していただきたいと思います。

これは、新規事業23項目本当はあるんですけども、議会のほうから出ておりますデジタル化推進については、これは十分私たちでも議論をした上でのことですので、そのことにはお答え願わなくても結構でございます。

22項目全てについて、その事業の中で一般財源の支出がゼロというのが3項目あったんですね。すごくいいことだと思う反面、その理由が何なのかということ、町長が頑張って予算を取ってこられたのか、その辺がちょっと分かりませんが、答弁をお願いしたいと思います。

町長の施政方針ではアフターコロナと書かれておりますが、具体的にはどこでどんな事業を展開されるおつもりなのか、先ほどの商品券発行のことだけなのか、そこを確認させていただきたいと思います。

デジタルトランスフォーメーション、働き方改革について、職員の働き方をどのように変化させ、自治体の仕事の効率化を図られるおつもりなのかどうか、町長の施政方針に掲げられておりますので、これは淡い空気のようなものを示されたのではなく、具体的に、こういう考え方を私に望んでいますということを、しっかりと町長が申されたことだと思うんですね。

その中で、新しい資本主義の下、自治体運営をどのように導き、スタートアップの徹底支援とあるんですけども、どのようなことを進捗させ、着地点はどのようにされるおつもりなのか、それは令和5年度内ででき得ることなのかどうか、お伺いしたいと思います。

分配戦略とあるんですけども、これは所得向上、成長の果実を従業員に分配するとありますが、これは、町長ですので、成長の果実を従業員に分配するということは、町民に分配するという考え方でよろしいんじゃないかなと私は思いましたが、それが違うかどうかですね。

町長としての職員の賃金アップを行い、それを町内でしっかりと使えるようにするということなのかなとちょっと気になりましたが、お伺いしたいと思います。

男女共同参画社会について、現在、高鍋町役場では、課長職に女性が少ないと考えます。補佐を含めてどのくらいの女性職員を登用していこうと考えておられるのか、また、そのための予算配分はどこにあるのかお伺いしたいと思います。

少子化対策の一環として、国保では出産育児一時金を引上げ、子ども医療費を高校生まで拡大など、積極的な対応がありますけれども、それ以外の対応策はどの予算になっているのでしょうか。

就労支援や、ひきこもり状態の方の社会参加を支援することは、非常に喜ばしいと私は考えます。どの予算を活用して支援されるのか、具体策をお示し願いたいと思います。

全国の自治体で、地域おこし協力隊の活躍により自治体の底上げができていところも

あるようです。高鍋ではどのような形での活躍を期待し、何を狙っているのか、具体策を示していただければありがたいと思っています。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

まず、施政方針に記載しておりますアフターコロナについてでございますが、今後の積極的で急速な動きに備え、国政や社会経済活動等の動向に注視していかねばならないと考えております。

次に、職員の働き方についてでございますが、まず、自治体デジタルトランスフォーメーションに関しましては、高いデジタル技術が住民の生活基盤の一部として定着している昨今において、行政事務、行政手続のデジタル化を進めることにより、業務量の削減及び効率化を進め、併せて住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

また、働き方改革に関しましては、時間外勤務の削減、休暇取得の促進等に努めながら、多様な働き方の実現を目指すことにより、働きやすい職場環境を構築するとともに、職員の誰もが意欲や能力を発揮できる職場の雰囲気醸成し、業務の効率化にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、スタートアップの支援についてでございますが、国は内閣府の骨太方針2022において、スタートアップの徹底支援に取り組むとしております。それを受けて、本町でも起業家養成、新産業創生を図るとしており、具体的には、高鍋商工会議所との連携による販路拡大、新商品開発、設備投資などの経営相談支援事業や創業支援事業、商品開発支援事業、第三者承継等支援事業などを実施し、または実施予定としているところでございます。

次に、分配戦略についてでございますが、これは、国の唱える政策、未来を切り開く新しい資本主義の大きな柱の一つであり、民間企業や家計を主なターゲットとしているものでございます。

したがって、本戦略をもって本町職員の給料を上げるということは考えておりません。

次に、女性職員の登用についてでございますが、現時点では、人数、予算ともに、具体的に数、あるいは額を定めてはおりませんが、議員がおっしゃった男女共同参画社会実現の観点から、男性だから、女性だからという性別によらず、能力の高い人材を積極的に登用してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。新規事業関係の総務課関係部分についてお答えをいたします。

総務課におきましては、LINEのアプリケーションを活用し、例えば、住民の皆様が自宅で行政手続などを進めることができるような仕組みを今後構築してまいりたいと考えております。これにより、住民の皆様の利便性の向上を図ることができるものと期待をし

ているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。福祉課関連部分についてお答えいたします。

まず、令和5年度の新規事業についてでございますが、就学前教育・保育施設整備補助金1億6,605万円は、社会福祉法人石井記念友愛社石井記念明倫保育園の園舎を改築するための整備費用でございます。新園舎には、保育所のほか、放課後児童クラブ、小規模児童養護施設を併設する複合型の施設が計画されております。

財源は、国庫補助事業の就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、国2分の1、町4分の1、事業者4分の1の負担割合で、交付基準に基づき、国補助分が1億1,070万円、町負担が5,535万円、うち442万円は、保育園施設整備事業債を充当しております。

次に、放課後児童クラブ整備事業補助金2,197万2,000円は、先ほど説明いたしました明倫保育園の改築に伴う明倫児童クラブの施設整備分となります。

財源は、国庫補助事業の子ども・子育て支援施設整備交付金を活用し、国9分の2、県9分の2、町9分の2、事業者3分の1の負担割合で、交付基準に基づき国・県・町がそれぞれ732万4,000円を負担いたします。町負担分のうち540万円は、放課後児童クラブ整備事業債を充当しております。

次に、乳幼児読み聞かせ絵本作成業務委託117万2,000円は、ゼロ歳から3歳の乳幼児に、絵本の主人公が子どもの名前で物語が進むオリジナルの絵本をプレゼントするものであり、絵本に親しみ、読み聞かせのきっかけとなることで、親子のコミュニケーションや愛着形成が図られるとともに、子どもの感性を育み、言語能力の発達などを後押しすることを目的としております。

財源のうち、一般財源が37万2,000円、その他の財源80万円は、ふるさとづくり基金繰入金になります。

次に、結婚新生活支援補助金900万円は、少子化対策事業として、国庫補助事業の地域少子化対策重点推進事業補助金を活用する事業でございます。

夫婦ともに年齢39歳以下かつ所得500万円以下の新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストである新居の家賃、引越費用等について、夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円、それ以外の39歳以下の場合は上限30万円を補助し、結婚に伴う経済的負担軽減や結婚機運の醸成、婚姻数及び出生数の向上を図ることを目的としております。

財源は、国3分の2の600万円、町3分の1の300万円は、その他の財源で、ふるさとづくり基金繰入金になります。

次に、子育て世帯訪問支援事業委託258万6,000円は、国庫補助事業の子育て支援対策臨時特例交付金を活用する事業でございます。家事・育児等の不安や負担を抱える

子育て家庭や妊産婦等の家庭を訪問し、家事・育児等の支援を行い、家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

財源は、国補助が2分の1の129万3,000円、県補助が4分の1の64万6,000円で、町負担64万7,000円のうち、その他の財源50万円は、ふるさとづくり基金繰入金になります。

次に、子どもの居場所支援事業委託693万1,000円は、令和4年度から実施の、まちなかコラボの委託料になります。国庫補助事業が、令和4年度の地域子どもの未来応援交付金から、先ほどの子育て世帯訪問支援事業委託と同じ子育て支援対策臨時特例交付金に移行して実施するものでございます。

事業内容は、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、生活習慣の形成や体験活動を行う場の提供、また、経済的に困窮し、個食になりがちな児童を支援する子ども食堂の実施などでございます。財源は、国2分の1の346万5,000円、県4分の1の173万2,000円で、町負担173万4,000円のうち、その他の財源150万円は、ふるさとづくり基金繰入金になります。

次に、障害者計画及び障害福祉計画策定業務委託466万8,000円は、第4次高鍋町障がい者計画及び第6期高鍋町障がい福祉計画、第2期高鍋町障がい児福祉計画の計画期間が令和5年度末で満了することから、新たに計画策定を行うもので、アンケート調査分析及び計画書の作成支援等の業務を委託して実施するものでございます。財源は、全額一般財源になります。

次に、老人デイサービスセンター用途変更改修工事6,006万3,000円は、現在未使用となっている高鍋町老人デイサービスセンターを、仮称、高鍋町福祉センターとして活用するため、大規模改修工事を実施するものでございます。財源は、全額地域福祉基金繰入金になります。

次に、少子化への対応策についてでございますが、児童手当の支給、国の子ども・子育て支援新制度に基づく保育所等の利用に係る支給認定のほか、地域子ども・子育て支援事業により実施する一時預かり事業、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター、子ども家庭支援センターみらいなど、保護者の就労のために必要な保育の提供や相談支援などを実施し、子育て世帯への支援や少子化対策を推進してまいりたいと考えております。

また、先ほど新規事業の中で説明いたしました結婚新生活支援事業につきましても、婚姻数や出生数の向上を目的としており、少子化対策の一環として実施するものでございます。

次に、就労支援や、ひきこもり等の社会参加支援について、どの予算を活用しているのかについてでございますが、本町においては、令和4年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業を、高鍋町社会福祉協議会に委託して進めております。

重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備に向け、1、属性を問わない相談支援、2、多様な社会参加に向けた支援、3、地域づくりに向けた支援、この3つの機

能・取組について、ここに点として実施するのではなく、市町村全体の支援機関の連携と協働により、面として進めていくことを目指しております。

本年度は、総合相談支援センター架け橋に、センター長ほか職員1名を配置することにより、複雑化・複合化した事案への相談支援体制を強化する他機関協働への取組、また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業として、まちなかコラボを開設し、主に不登校の子どもを対象とした居場所づくり事業に着手したところでございます。

今後は、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備拡充、また、人と人、人と居場所などをつなぎ合わせるコーディネート機能の強化など、地域づくり事業への取組を強化していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。健康保険課の新規事業につきましてお答えをいたします。

出産・子育て応援事業は、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の整備を目的とし、令和5年2月より実施をしている事業でございます。

支援の内容は、妊娠期から子育て期まで、身近で相談に応じ支援を行います伴走型の相談支援、また、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用などにおける負担軽減を図るため、妊娠届出後に5万円、出生届出後に、出生児1人につき5万円の経済的支援を行うものでございます。

事業実施の主体は市区町村で、補助率は国3分の2、都道府県6分の1、市区町村が6分の1でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 農業政策課長補佐。

○農業政策課長補佐（鍋倉 健仁君） 農業政策課長補佐。農業政策課関係の新規事業について説明いたします。

まず、有機肥料導入促進支援事業についてでございますが、こちらは、高鍋町茶業振興会に対し補助を行うものでございます。

茶園に施肥される肥料は、化学肥料が主に使用されております。新型コロナウイルスの影響による物流混乱や、輸送コストの増額などの影響により、肥料の原料が不足し、価格の高騰が続いております。

そのため、児湯農協茶部会では、茶農家の化学肥料の使用量削減と負担軽減を図るため、化学肥料とほぼ同等の効果が期待でき、価格も化学肥料より安い有機肥料と化学肥料の混合肥料の使用を推進しているところであります。

しかしながら、茶農家が有機肥料に切り替えた場合の平均的な費用につきましては、1農家当たり約100万円と高額なため、茶の価格が低迷している農家としては、かなりの負担となっております。

お茶農家の生産意欲を低下させずに、高品質なお茶の生産をしていただくためにも、肥料の購入補助を行って、お茶農家の負担軽減を図るとともに、併せて有機肥料を促進し、有機農法や減農薬農法の推進をしていきたいと考えております。

次に、森林経営管理権集積計画作成委託についてでございます。

こちらにつきましては、経営管理意向調査の結果、所有者が町に管理を委ねたいと意向を示した森林について、高鍋町がどのように管理していくかを記載した経営管理権集積計画を作成いたします。

この集積計画については、所有者から同意を得ることで、計画に定めた期間、所有者から森林を預かり管理していくこととなります。集積計画は、町に管理を委ねたいという意向がある森林の現状や、施業界の確認のための現地調査等を行い、施業内容や採算性を検討しながら作成するものであります。

この事業の一般財源支出がゼロの理由については、森林環境譲与税を充当するためであります。

続きまして、源泉施設貯湯槽改築工事についてでございます。

源泉施設は、平成13年、22年前の総合交流ターミナル施設建設時に今の形態となっております。

機器も全体的に老朽化しており、数年前からは、くみ上げた温泉水が濁る現象が発生しております。その対策とし、3か月に一度、温泉休業日に貯湯槽の中を空にして、内部に職員が入り、手作業で清掃を行っております。

源泉施設から、めいりん温泉に温泉水を送るための運転方法も非常に煩雑で分かりづらいものとなっております。そのため、令和3年度に基本計画業務、令和4年度に改修工事実施設計業務を委託し、源泉施設改修の検討を行ってまいりました。令和5年度は、貯湯槽築造工事を行い、令和7年度中に完成を予定しております。

今回の源泉改修工事を行うことで、運転操作方法や維持管理方法もシンプルなものに変更を行い、今後も安定した温泉水の供給を可能にしたいと考えております。

次に、地域計画策定業務についてでございますが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、人・農地プランが法定化され、これまでの人・農地プランの実質化に加えて、将来の農地利用の姿を示した目標地図を含む地域計画を策定することになりました。令和5年度から令和6年度にかけて策定することとなり、策定に係る費用を計上するものであります。

以上です。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。蚊口海浜公園オートキャンプ場改修工事につきましては、令和4年度にキャンプ場入り口を改修整備する予定でございましたが、現地を精査し、地元等と協議したところ、海側にオートキャンプ場を整備するという事にいたしました。その整備費用でございます。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。教育総務課関係の新規事業についてお答えいたします。

まず、タブレットフィルター使用料は、学習用タブレット端末を自宅で安心して使えるようにするために、クラウド型のフィルターを導入するものでございます。

次に、防音機能復旧空調換気工事は、老朽化しております東小第1棟の空調設備を防衛省の補助金を活用して更新するものでございます。

次に、高鍋西中学校浄化槽改修工事は、現在実施しておりますトイレ改修工事に併せまして、環境省の補助金を活用して、老朽化している浄化槽を撤去し、新たに合併浄化槽を設置するものでございます。

最後に、キュビナAIドリル使用料ですが、キュビナは児童生徒の間違いの原因をAIが分析し、つまづいた箇所を特定し、復習することで学習効率を向上させることが可能な学習ソフトでございます。個別最適化された学びを促進するために、小中学校全児童生徒分の学習用タブレットに5教科分を導入するものでございまして、小学生は無料、中学生のみ有料ということになっております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。社会教育課関係の事業についてお答えいたします。

まず、高鍋湿原トンボの橋点検業務委託でございますが、当該橋を竣工した1996年、平成8年から現在まで、耐震診断等の点検が一度も行われておりませんので、安全性を確認するために点検を実施するものでございます。

次に、歴史シンポジウム開催についてでございますが、歴史シンポジウムは、令和4年11月にも開催しております。

高鍋町の歴史、先人を広く発信し、シビックプライドの醸成や、これからの高鍋町のまちづくり、人づくり等に寄与することを目的としており、歴史をベースとしたまちづくりシンポジウムでございます。

なお、米沢市、朝倉市、高鍋町で持ち回りにて開催しております三名君フォーラムについてでございますが、令和5年度は本町で開催する年度であり、当フォーラムと歴史シンポジウムを兼ねて開催を予定しております。

次に、高鍋町総合体育館受変電設備等改修工事についてでございますが、高鍋町総合体育館の受変電設備は設置から30年以上となり、耐用年数が経過し、経年劣化も見られますことから、新しい受変電設備等に取替え、設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。地域政策課関係部分の地域おこし協力隊についてでございますが、地域おこし協力隊制度の趣旨といたしましては、基本的に都市

圏域から地方へ生活拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等といった地域おこし支援や地場の産業への従事、コミュニティ支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組でございます。

本町におきましても、地域活性化等を目的といたしまして、観光や移住定住施策分野などで地域おこし協力隊の募集を行っており、問合せ等も頂いておるところではございますが、残念ながら採用に至っていない状況が続いているところでございます。

本制度を活用し、本町の様々な分野へ多様な人材を招き入れ、活性化を図るという点からも、募集方法等を工夫するなどして、本町で活動する協力隊員の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。説明を聞いていましたら、ふるさとづくり基金からの拠出を考えておられるようなんですね、その他の項目で。

それを考えたときに、少し、ふるさと納税の先ほど質疑がございましたけれども、それに関連して、今年の予算額、このように高額にして本当に大丈夫なのかなとちょっと不安なんです。ふるさと納税のやはり皆さん、出品というか、出している品物について、何か得策というか、特別に策があるのかどうか、そこだけ確認させていただきたいと思います。

あとは小さい項目なので、常任委員会のほうでちゃんと聞いてまいりたいと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。令和5年度のふるさと納税についてでございますが、先ほど古川議員のほうの御質疑にもございました点と重複する部分もございますが、現在、高鍋町のふるさと納税の課題点といたしまして、今回、令和5年度の事業を実施するに当たりまして3点ほど整理したところでございます。

その一つが、返礼品数が少ないという点でございます。一例申し上げますと、県内の規模の大きな市などでは、約750品目の返礼品をメニューとして準備されているところなんですけれども、高鍋町の場合、現在400品目ということで、こういった返礼品数の少ないという点も課題の一つとして上げておるところでございます。

それによりまして、新規の返礼品の開発というところにも今回、力を入れていく必要があると認識しているところでございます。

現在は、役務の提供をするような形での返礼品のほうを取り組めないかということで、町内の事業者さんなどと協議を進めておるところでございます。

役務の提供と申しますのが、例えばマッサージの施術でございますとか、エステサロンでの施術といった、物を渡すのではなくて、一定のサービスを来店された方に提供するというような返礼品のスタイルでございます。

そのほか、情報発信につきましても、まだまだ強化をしていく必要があると認識しております。令和5年度から、ふるさと納税専用のLINEの公式アカウントのほうを開設

することとしております。これによりまして、リピート率や寄附件数の増加などを図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） なぜ、ふるさと納税のことをこうやって詳しく聞きたいかという一番大きな理由というのは、都会の区とか、そういうところが参入を始めたんですよ。そうすることによって、例えば都会であれば、隣の区であれば、鉄道ですぐ行ける範囲なんです。

そうすると、お食事券であったりとか、いろんなホテルの宿泊であったりとか、いろんなものも、宮崎に来て、わざわざ高鍋に来て、そういうものもなく、大きな費用をかけずに、それこそ隣の区に行っておいしいものを食べてくるとか、そういうのも出てきているので、具体的にね。

だから、こういうことから考えたら、本当にふるさと納税、この予算で大丈夫なのかと、大丈夫なのかと、何でこんな大きな予算立てたのかなと、返礼品も少ない中で、こんな状態をつくっていくと、いわゆる割増の歳入として上がってくるところが出てくるんじゃないかと。

そうすると、これで計画していた、今年で計画していたほかの事業というのが本当にやれるのかどうかということ、それをどういうふうに判断してきたのか、これは財政経営課長なり町長なりに答弁を仰ぎたいと思うんですが。何かそうでないと、物すごく私、不安なんですよ。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。ふるさと納税、確かに令和5年度につきましては15億円ということで、5億円ほど多く組んでおります。

今、地域政策課のほうを担当しておりますけども、事業者といろいろ協議を行いながら、15億円を目標に頑張っているところではございますけども、中村議員が言われたのもひとつ、ほかの状況等を見まして心配な点もあるかとは思いますが。

しかしながら、高鍋町の関係人口というんですかね、そちらを増やすためには、ふるさと納税というのは有利な手段でございますので、高鍋町、日本国中の方に知っていただくためには、増やしていく必要があるとは考えております。

財源的な心配でございますけども、令和5年度ふるさと納税で頂いたやつにつきましては、必要経費を引きまして、大体半額ぐらい、それを基金に積むこととなりますけども、基金につきまして、今現在で約12億5,000万円ぐらい、ふるさと納税の基金がございますので、こちらを活用していくことにいたしております。ですから、差し迫って令和5年度にその財源が不足するという心配はございません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで、質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。午後1時10分より再開いたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

次に、議案第21号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 歳入歳出ともに昨年度比較で減となっておりますが、要因は何でしょうか。

第三者納付見込額が、昨年度予算案と比較して伸びている理由は何なのか。

インセンティブ啓発について、毎年、住民からの好感度はあるんですけども、特定健診の受診件数については、どのように判断しての予算なのか。

健診委託については、住民要望はどのくらい取り入れているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。まず、歳入歳出ともに減となっている要因についてでございますが、被保険者の数の減が大きな要因であろうと考えております。

次に、第三者納付見込額の伸びの理由でございますが、令和5年度の当初予算につきましては、令和4年度の実績見込みに基づいての算定でございます。

次に、インセンティブ啓発についてでございますが、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上のための様々な取組の一つと考えております。インセンティブ啓発により、新たな受診につながるきっかけとなることを期待しての予算としております。

最後に、健診における住民要望についてでございますが、個別に御案内する際に、健診の希望調査を行い、受診できない理由を確認しております。それらの意見を参考に、日時や場所など、多くの被保険者が受診しやすい状況になるよう毎年、試行錯誤しながら実施を続けているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第22号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。75歳以上の後期高齢者人数は何人となり、そのうち、基礎疾患保有者及び介護保険利用者数の把握はされているのかどうかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。後期高齢者の人数についてでございます

が、令和5年1月末現在で3,463人でございます。

また、基礎疾患保有者についてでございますが、基礎疾患とは、ある病気や症状の原因となる病気のことでありまして、例えば新型コロナウイルス感染症における重症化しやすい基礎疾患は、慢性の呼吸器の病気や、高血圧を含む慢性の心臓病など、14項目となっております。

介護保険利用者数の把握についてでございますが、令和4年11月の実績では、被保険者数の約1割の方が利用されている状況でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第23号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 2項目お願いします。町負担分の増加要因とは何か。総務費減は、審査会日時が少ないということなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。介護認定審査会の経費につきましては、審査会運営に係ります一般の経費と、事務職員に係る経費とに分かれております。一般の経費は、高鍋町、新富町、木城町の3町で負担をしております。事務職員の経費につきましては、新富町と木城町での負担となります。

令和5年度の予算につきましては、祝祭日の関係などで、令和4年度と比べまして審査会の開催回数が増えます。そのため、一般の経費が増となるため、本町の負担金が増額となるものでございます。

総務費の減につきましては、事務職員の雇用形態変更に伴いまして報酬が減額となるためでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第24号令和5年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） お年寄りと同居、もしくは同じ地区内で居住している親子の方から、今は介護を家庭でしているが、介護度が3以上になると、どこかの施設入所を考えないといけないが、施設の空き具合や入所状況が分からないために、生きた心地がしないとか、夫が亡くなり、これで介護施設を探さなくてよかったと言われた子どもさんが、施設のことをそんなに重荷だったのかと反省したというお話をお伺いしました。

介護保険と施設とは切っても切れない関係です。現在は、施設入所に関しては、町は関与しておりませんが、住民に周知できる制度はできないものかどうかお伺いします。

そうしなければ、居宅介護を含め、家族頼みの介護であるにもかかわらず、介護保険料を取った上に、デイサービスなどの負担もあり、気持ちもお金も負担するばかりだと思われる方がいらっしゃいます。介護保険制度が始まった一番大きな理由は、介護をする人も、される人も、笑顔の見える老後をとということだったと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。施設入所に限らず、介護や支援が必要な方につきましては、その方の心身の状態や家族の状況などに応じて、役場や地域包括支援センター、ケアマネージャー、介護サービス事業所などが連携し、その方に合った支援計画の作成や適切なサービス提供、御家族の不安の解消に努めております。

状態の変化や、その後想定をされます状態の変化などに備えた対応につきましても、適切な時期に適切な情報提供を行い、お一人お一人に合った支援を継続してまいりたいと考えます。

また、介護保険制度は、かつては子どもや家族が行うものとされていた介護を、社会全体で支えることを目的に創設された社会保険制度でございます。介護が必要になっても、住み慣れた地域で可能な限り、その人らしく暮らし続けられるよう、必要な方が必要なときに介護保険サービスを利用することができる体制の維持が重要であろうと考えます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第25号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。歳入に変化は見られないんですけども、歳出が多くなっている要因は何かお伺いします。

○議長（永友 良和） 農業政策課長補佐。

○農業政策課長補佐（鍋倉 健仁君） 農業政策課長補佐。歳出増につきましては、購入後20年が経過し、故障が多発している公用車の買換えと、検針システム用のパソコンの買換えが主な要因となっております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第26号令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について

質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。申立てがないようなんですが、制度法について、これはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。固定資産評価審査委員会制度についてのお尋ねでございます。

地方税法、西都児湯固定資産評価審査委員会条例及び西都児湯固定資産評価審査委員会規則に基づきまして、固定資産台帳に登録された固定資産の価格に不服がある当該固定資産税の納税事務者等から審査の申出があった場合、当該不服を審査決定する機関となっております。

先ほど議員のおっしゃいましたとおり、ここ近年においては、管内での申立てはあっておりません。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第27号令和5年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村議員。

○7番（中村 末子君） 7番。高鍋は新築アパートなどが多くありますが、給水戸数、総配水量について、空きアパートもその中に入っているのかお伺いしたいと思います。

それと、この水道事業というのは、私は、議員になったときに、まだ管が布設されていない状況のところもたくさんございました。そこで、やはり管をちゃんと布設していただきたいということが一つと、管の口径数を大きくしていただいて、できるだけ消火栓の設置などができるようにということを要望したことを覚えております。

蚊口で配水管が欠損し、水が吹き上がりました。住民から、水道管は大丈夫かとの問いがありました。全体的な状況はどうなっているのか、工事の状況と併せてお答え願えればと思います。

水道で各家庭での心配事は、漏水があることのようにです。お知らせを受けても、どこに頼めばいいのか、費用負担が大きく、このままでいいかと思われている方もいるようです。いずれは床下などに水があふれ、結果的には大きな工事代を支払うことになるのではと心配をしておりますが、家庭内であっても、相談窓口及び親切な工事業者の紹介などの一覧表等はできないものでしょうか。

耐震化についての実施状況はどうでしょうか。

老瀬浄水場についてはどのように考えているのか、水量確保は竹嶋だけでも不足しないのかどうか確認させてください。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。複数お尋ねでございますので、順を追ってお答えをさせていただきます。

まず、1点目、給水戸数の件でございます。給水戸数や総配水量を算出する際には、空いているアパート、数字は入っているのかということですが、こちらのほうは数字のほうには入れておりません。

次に、水道管の状況、水道事業全体についての状況はどうかというお尋ねでございます。議員のほうから、水道事業の始まりとか、その辺を最初触れておられますので、そのあたりも含めてお答えをさせていただきたいと思えます。

高鍋町水道事業でございますけれども、昭和45年4月1日に供用開始しまして、以来53年が経過しているところでございます。給水人口の増加ですとか、給水区域の拡大に伴いまして、昭和53年からの第一次拡張事業での竹鳩浄水場建設に合わせまして、議員の先ほど申されました配水管路の延長を実施したところでございます。

平成に入りましてからは、それらの施設の老朽化に伴いまして、老瀬浄水場、竹鳩浄水場、それぞれ更新事業を行っているところでございます。

また、配水管につきましては、事業開始当時に布設いたしました石綿セメント管ですとかビニール管というものはほぼ更新を終えたところでございまして、第一次拡張時の配水管の更新を現在計画的に進めているところでございます。

御指摘のございました蚊口地区におきます事故につきましては、その更新対象の配水管路というふうになっているところでございます。

配水管更新などの施設更新につきましては、経営上の収支のバランスを見ながら予算を編成してまいるところではございますけれども、事故率の高い管路を優先して配水管の更新を進めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、宅内漏水のお尋ねでございます。

こちらにつきましては、水道メーターを検針をさせていただいておりますけれども、漏水の可能性のある世帯につきましては、検針票をお配りしておりますけれども、その検針票の備考欄にその旨が印字されます。

検針のときに、可能な限り世帯の方に直接お声かけをするように努めているところではございますけれども、御不在の場合には、漏水の可能性について一度お客様に御確認いただきたい旨の案内文書を作成しておりまして、そちらを郵便受けなどに投函をさせていただいているところでございます。

また、案内文書の裏側のほうには、町内の指定水道工事業者の一覧表を電話番号とともに掲載をさせていただいております。

もちろん、来庁されての御相談ですとか電話での御相談もでございます。

その際には、私ども指定工事業者さんを紹介させていただくとともに、直接私どもの課のほうでも書類を当時のお客様ごとに、申請書ですとか竣工図とか、そういったものを保

管しております。そちらのほうの情報の提供をさせていただきまして、早期の修理の完成と、漏水の修理ができますように整えているところでございます。

もちろん、業者さんのほうも、修理業者さんが決まりましたら、そういった情報を提供させていただいて、早期の終了につなげていけるように協力をさせていただいているところでございます。

次に、配水管路の耐震化の状況のお尋ねでございます。

配水管路の耐震化の状況については、今回、口径200ミリ以上の基幹管路についてお答えをさせていただきたいと思っております。

高鍋町の基幹管路、400ミリから200ミリの間の管路、400ミリ、300ミリ、200ミリを基幹管路としております。

近隣の自治体では極めて、議員も申されましたとおり、消火栓が設置できるようにとか、そういったことも加味いたしまして、もちろん給水量、十分な供給ができるように、それだけの口径を整えているところでございますけれども、口径200ミリ以上の基幹管路の総延長は1万6,746メートルでございますけれども、そのうち7,499メートルを耐震管へと切り替えているところでございます。

率にいたしますと、44.8％となっております。今後とも年次の計画に基づきまして、配水管への布設替えを推進してまいりたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、施設の老朽化、老瀬浄水場についてどのように考えているかということでございます。

こちらのほうは、現在の老瀬浄水場につきまして、施設の老朽化に伴う更新の必要性につきましては、これまでの議会における一般質問等のやり取りである程度御説明をさせていただいているところではございますけれども、新年度、当初予算にその更新計画に関する予算を計上させていただきました。

更新の必要性についての検討項目としましては、まずは施設の老朽化、構築物や浄水施設の耐震化などの現状分析、また、あの地域、洪水ハザードマップに示されておりますけれども、浸水域となっております。

浸水深が深さ5メートル以上の洪水浸水想定区域に位置している浄水場でございますので、その浸水対策、それから、そういう施設面と、それと更新にかかりましては、必要とされるコスト、イニシャルコスト、それから、現在と更新後のランニングコストの比較ですとか、多岐にわたる項目について今回検討をする計画でございます。

また、現在の竹鳩浄水場の施設規模で水量確保できるのかと、老瀬分も賄えるのかというお尋ねでございますけれども、現在の竹鳩浄水場の施設規模では、老瀬浄水場分の配水量は確保できないところではございますけれども、竹鳩浄水場周辺での新規水源の確保は難しくないと考えておりますことから、浄水施設の拡張等によりまして、配水量の確保は可能というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第28号令和5年度高鍋町下水道事業会計予算について質疑はありませんか。
7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今年度から企業会計での審査となりますけれども、詳細は特別委員会で聞くことにして、1点だけお伺いしたいと思います。

償却資産の方法を定額法とした理由は何でしょうか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。お答えをいたします。

償却方法、議員のお見込みのとおり、償却方法につきましては、定額法と定率法がございます。地方公営企業法施行規則におきましては、いずれかの方法によることとされているところでございます。

今回、下水道事業に地方公営企業法を適用するに当たりましては、資産の償却方法を定額法にした理由、こちらの理由でございますけれども、毎年同じ額によりまして資産を償却していく定額法を採用することで、長期にわたる費用負担の平準化を図りまして、もって、安定した事業経営を図ることを目的として今回採用したものでございます。

また、同じような理由から、全国的にも多くの事業体において同様に定額法を採用している状況にあるということでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第9号から議案第14号及び議案第16号から議案第20号までの11件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号から議案第14号及び議案第16号から議案第20号までの11件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号及び議案第21号から議案第28号までの9件につきましては、議長を除く13名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号及び議案第21号

から議案第28号までの9件につきましては、議長を除く13名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。議員の皆様方は第3会議室にお集まりください。

午後1時31分休憩

.....

午後1時34分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

先ほどの特別会計等予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長に古川誠議員、同副委員長に中村末子議員がそれぞれ互選されました。

.....

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

この後、特別委員会の審査となりますので、議員の皆様は第1会議室にお集まり願いたいと思います。1時45分から始めるそうですので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

午後1時35分散会

.....